

R7 新潟県立出雲崎高等学校学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ防止対策委員会

ア 本委員会は、いじめの起きにくい安全・安心な学校づくりが、誰もが安心して学べる「魅力ある学校づくり」と強い関連性を持つとの認識の下、生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えること（発達指示的生徒指導）を目指し、その教育のあり方を検討し、計画をつくり、実践することを目的とする。

イ 委員は次のとおりである。

◎校長

○教頭、いじめ対策推進教員（生徒指導主事を兼務）、教務主任、支援教育係主担当（特別支援教育コーディネーター、不登校担当教員を兼務）、進路指導主事、養護教諭、総合的な探究の時間・自己探究委員長、道徳教育推進教師、各年次団、スクールカウンセラー

（運営担当教員を3名ほど選出する）

ウ 役割は次のとおりである。

① 「魅力ある学校づくり」の具体を検討し、取組の具体について計画する。

② 上記①の計画に基づき、取り組む。

③ 年度末に、上記①及び②の取り組みが、「魅力ある学校づくり」及び「いじめの起きにくい学校風土」づくりに役立っているかを反省・評価し、必要に応じて次年度に向けた改善を図る。

④ いじめ重大事態が発生した場合は、いじめ認知時対応委員会と合同で対応に当たる。

エ 開催は以下のとおりとする。

・毎月1回、いじめの認知状況を確認する（定例職員会議に含む）。

・年6回程度、上記ウ①及び②に関して、組織的にPDCAサイクルを回す時間を設ける。

・年度末、上記ウ③に取り組む。

・その他、必要に応じて開催する

(2) いじめ認知時対応委員会

ア 本委員会は、いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生した際にその対応に当たることに目的を置く。

イ 委員は次のとおりである。

◎校長

○教頭、いじめ対策推進教員（生徒指導主事を兼務）、支援教育係主担当（特別支援教育コーディネーター、不登校担当教員を兼務）、保健主事、当該年次主任、当該担任、スクールカウンセラー

ウ 役割は主に次のとおりである。

①いじめの早期対応に向け、基本方針で示す「いじめへの対応の原則」に則り、被害生徒と加害生徒、及びその保護者への対応を行い、いじめの解消に向かわせる。

②必要に応じて、上記①を速やかに行うため、関係の深い職員等に委員会への参加などの協力を依頼する。

エ 開催は以下の通りとする。

いじめが起きたとき、あるいは疑いがある事案が発生したとき

オ いじめの重大事態が要諦される場合は、速やかに県教育委員会と情報共有を行い、逐次対応を協議する。

2 いじめの未然防止対策に向けて

(1) 計画的な指導・支援

ア 誰もが安心して学べる「魅力ある学校づくり」を進めることがいじめの未然防止につながるとの認識を持ち、様々な教育活動をカリキュラム・ポリシーを踏まえて計画し、指導・支援する。

イ いじめ防止対策委員会を計画的に開催し、取り組みに関するPDCAサイクルを回し続ける。（上記1（1）ウ及びエによる。）

ウ 教職員の生徒指導力の向上に向け、職員研修を実施する。

(2) いじめの起きにくい学校風土を目指した組織的な取り組み

ア 学校を生徒にとって安全で安心な空間とするため、生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つように、人権教育、同和教育に教育課程内外の様々な場面を通じて取り組む。

イ 生徒指導に関する職員研修では、教職員が生徒を実際に支援・指導する場面で役立つ理論と技術等を学び、それを日常に活用することを通して、いじめの起きにくい学校風土づくりに組織的に取り組んでいく。

ウ いじめ防止対策委員会を計画的に開催し、そこで「魅力ある学校づくり」の具体について幅広く検討し、いじめの起きにくい学校風土づくりに向け、組織的に取り組んでいく。

エ 生徒の各種アンケート結果から、学級集団及び生徒個々の状況等をアセスメントし、学校の魅力づくりが進んでいるか、また、いじめの起きにくい学校風土づくりが進んでいるかを点検し、必要に応じて組織的な対応を図る。

オ 年度末に、上記の取り組みを評価し、次年度の改善に生かすことで、一層いじめの起きにくい学校風土が作られていくように努める。

(3) 指導上の留意点

ア 各種活動の目的を教育目標との関係で明確化し、それに基づき目標と指導と評価を一致させる。

イ 生徒と教職員、生徒同士の情緒的に豊かな交流を図るように努める。

ウ それぞれの生徒の特性やアンケート結果等を適切に理解した上で、指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

ア 生徒の判断による携帯電話、スマートフォン等の授業時間中の使用を禁止する。

イ 教科情報、家庭科やLHR等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットの持つ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

- ・掲示板や、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
- ・有害サイトにアクセスしないこと。

ウ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修を実施する。

3 いじめの早期発見対策について

(1) 早期発見のための認識

ア 「常に生徒の状態は変化する可能性がある」との認識を持ち、観察に努める。

イ 常日頃から、生徒の表面的な部分のみにとらわれることなく、その背景にどのような心情があるかに思いを馳せながら関わり、生徒の少しの変化にも違和感を持ち、早期発見できるように努める。

ウ 常日頃から生徒への態度や関わり方に配慮して信頼関係を深め、いじめを相談しやすい環境を構築する。

エ 常日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との協力関係の構築に努める。

オ 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

カ 新潟県のいじめ相談窓口やポータルサイトなどの情報提供に努める。

(2) 早期発見のための手立て

ア 次の情報を取得し、早期発見に努める。

- ・日々の観察による情報（表情、友人との関わり 等）
- ・生徒との面談による情報（教育相談週間の実施も含む）
- ・データ（欠席や成績に関する情報、前籍校等からの情報、アンケート調査、その他の各種検査情報 等）
- ・その他（保健室からの情報、生徒からの情報、保護者からの情報 等）

- イ いじめアンケート調査を実施する。(年4回以上、結果の分析・共有：5年保存)
- ウ 生徒に違和感を感じた際は、速やかに情報共有を図る。
- エ 定期開催の職員会議において、気になる生徒等の情報共有を図り、情報交換する。
- オ 生徒指導に関する職員研修を実施し、早期発見のための手立てについて理解を深める。

4 いじめ認知時の早期解決対応に向けて

(1) いじめ認知時の基本姿勢

- ア いじめは、時として生徒の人権と尊厳を著しく傷つけたり、生命・身体・財産等を侵害したり、人の人生を左右することもあるとの認識を持ち、丁寧かつ真摯に対応する。
- イ いじめ事案を確認した際は、その出来事を教育目標の達成に向けた指導の機会として捉える姿勢も堅持しながら対応する。
- ウ いじめ事案の対応は、教育的視点から出来事の背景や関係した人々の心情等を踏まえ、最適な対応を目指す。
- エ 対応策の基本的な方針は、被害生徒・加害生徒共に、本校の示すスクール・ポリシーにつなげ、生徒の成長を図ることを目指す。

(2) 実施する取組 (ただし、重大事態の場合はこれによらず、県との協議による)

次の手順により早期解決に向けて対応する。

① いじめの確認

- ・いじめ(疑いありも含む)の発生をつかむ。

② 被害生徒の聞き取り、保護とニーズの把握、及び保護者への連絡と保護者ニーズの把握

- ・被害生徒からの聞き取り結果、常日頃の観察結果、各種の客観的データ等も含め、幅広く情報を収集し、生徒理解を深め、生徒および保護者のニーズを背景も含めて把握する。
- ・ただし、被害生徒や保護者から「加害生徒に対応しなくてよい」と言われた場合は、その理由を聞き取り、具体的な対応方針を示すことで不安を軽減し、加害生徒への対応の了承を得る。加害生徒に直接働きかけて欲しくないのであれば、クラスや学年全体への働きかけなど、学校ができる対応を提示し、対応することの了解を得る。
- ・何よりも被害生徒の保護を優先し、生徒の心情を推察し、傷ついた心のケアに努める。
※二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を防ぐ。

③ 加害生徒からの聞き取り、保護者への連絡と保護者ニーズの把握

- ・加害生徒においても上記②を行う。

④ いじめ発生機序の仮説の検討

- ・被害生徒及び加害生徒等の幅広い情報に基づき、何故いじめが発生したのか、その発生機序について仮説を検討
- ・仮説を作成する際には、可能な範囲でスクールカウンセラーの協力を得るようにする。

⑤ 指導・支援策の作成

- ・仮説に基づき、幅広い視点から指導・支援策を検討し、取り組みの目標を明確化する。
- ・何のために、誰が、いつまでに、何をするのか等の役割分担をして組織的に対応する。
- ・必要に応じて医療・福祉・司法など関係機関等とつながり、協力を得る。

⑥ 指導・支援の取り組み

- ・組織的に取り組み、職員一人で抱えないように、情報交換に努める。

⑦ 被害生徒、加害生徒の関係修復

- ・単なる謝罪で終わらせるのではなく、その出来事を介して深い相互理解(自己理解と他者理解)を図らせる。
- ・加害生徒の保護者にも協力を要請し、加害生徒が罪障感を抱き、被害生徒との関係修復を図るように働きかけ、生徒の内面の成長支援を図るように努める。

⑧ いじめの解消まで、丁寧な観察を心がける。

- ・指導・支援策に取り組んだ後の様子等を観察し、状況が期待どおりに改善していかないようであれば、当初の仮説を修正し、より効果的な指導・支援策に修正を図り、取り組みを改善して、継続的に取り組む。

(3) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ア 必要に応じ、いじめの問題について話し合わせるなど、他の生徒にも自分の問題として考えさせ、いじめについて深く理解させるように努める。
- イ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ウ いじめを止めさせることはできなくても、傍観することもいじめを助長させるものであり、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

(4) ネットいじめへの対応

- ア ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ認知時対応委員会で情報を共有するとともに、必要に応じて教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- イ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき、あるいはその疑いがあると考えられるときは、所轄の警察署と連携して対処に努める。

(6) いじめの解消

いじめが解消した状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たした状態であり、安易に解消したとせず、慎重に判断する。

- ア いじめに係る行為が相当期間（少なくとも3か月）は止んでいること。
- イ いじめを受けた生徒がいじめによる心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ア 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- イ 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ認知時対応委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめを受けたとされる生徒や保護者、及びいじめを行ったとされる生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ防止対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。